

三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金交付要領

（通則）

第1条 外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保健局長通知）、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「交付規則」という。）及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）に規定するもののほか、この交付要領の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対し、次の表に定める介護施設等（以下「補助事業者」という。）が支給する奨学金に係る費用の一部を支援することにより、当該留学生の支援を図るとともに、補助事業者の負担を軽減することを目的とする。

補助対象事業者	補助対象事業者の詳細
介護施設等	三重県内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業所及び施設の開設者

（交付の対象）

第3条 この補助金は、介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家資格を受験する意思のある外国人留学生に対し、補助事業者が学費や生活費などの貸与又は給付に要する経費に対して交付する。ただし、外国人留学生が、類似する他の国庫補助事業等を受けている場合は本補助金の対象としない。

（交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、別表に定める対象経費について、同表の基準額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に同表の補助率を乗じて得た額を算出する。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の条件）

第5条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

（1）補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者（奨学金を給付する事業者を除く。）は、本事業実施後、貸与した奨学金について、外国人留学生が補助事業者へ返還を要さなくなるまでの間、毎年4月10日までに補助金対象者の状況を様式1により県に報告しなければならない。
- (5) 奨学金の貸与を受けた外国人留学生から奨学金が返還された場合は、補助事業者は、留学生からの返還額に補助率を乗じた金額（県から補助事業者に交付した補助額を上限とする。）を県に返還しなければならない。
- (6) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。なお、該当する者と確認された場合は、この交付の決定を取り消すことがある。
- (7) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第9号様式により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) その他知事が必要と定めた事項によること。

（交付申請手続）

第6条 この補助金の交付の申請は、申請書（第1号様式）に関係書類を添付して、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

（補助金の着手時期）

第7条 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事に認められた場合はこの限りではない。

2 前項のただし書きにより補助金を受けようとする場合は、前条の規定により提出する交付申請書に、事前着手理由書（別紙6）を添付するものとする。

（交付の決定）

第8条 交付規則第4条第1項の規定による通知は、第6条による交付申請が適当と認める場合、交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

（申請の取り下げの時期）

第9条 交付規則第7条の規定による交付申請の取り下げは、交付決定通知の

受領のあった日から起算して１５日以内に行うものとする。

（変更申請手続）

第１０条 この補助金の交付決定後において、事情の変更により申請の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。）には、変更申請書（第３号様式）に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

２ 第５条第１号及び前項に規定する「軽微な変更」は、補助目的の変更を生じない場合であって、補助金の既交付決定額から２割以内の減額であるときとする。

３ 知事は、第１項による申請があったときは、内容を審査し、適正と認める場合は、事業変更承認及び補助金の交付決定の変更を行い、変更交付決定通知書（第４号様式）により通知するものとする。

（中止・廃止申請手続）

第１１条 この補助金の交付決定後、事情の変更により事業の中止、廃止を行う場合は、事業中止・廃止承認申請書（第５号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第１２条 交付規則第１２条の規定による実績報告は、実績報告書（第６号様式）を補助金の交付決定があった翌年度の４月１０日又は、補助事業の完了の日若しくは中止・廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第１３条 交付規則第１３条の規定による額の確定通知は、補助金の額の確定通知書（第７号様式）により行うものとする。

（補助金の支払い）

第１４条 補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第８号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第１５条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずることができる。

２ 本事業実施後であっても、奨学金の貸与を受けた外国人留学生から補助事業者に奨学金が返還された場合は、知事は、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（関係書類の保管）

第１６条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を

備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を当該事業完了後の翌年度から５年間保管しておかなければならない。

（その他）

第１７条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この交付要領は、令和２年４月１日から施行し、令和２年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、令和２年１２月２８日から施行し、令和２年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、令和７年７月２９日から施行し、令和７年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、令和８年６月１２日から施行し、令和８年度分の補助金から適用する。

別表

	補助上限額			補助対象期間
	対象経費	基準額	補助率	
日本語学校	学費	年額 60 万円以内	基準額の 1 / 3	1 年以内
	居住費などの生活費※1	年額 36 万円以内		
介護福祉士 養成施設	学費	年額 60 万円以内	基準額の 1 / 3	正規の修学期 間※2 (2～4 年)
	入学準備金	20 万円以内 (1 回限り)		
	就職準備金	20 万円以内 (1 回限り)		
	介護福祉士試験受験対策費用	一年度 4 万円以内		
	居住費などの生活費※1	年額 36 万円以内		

※1 民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。(学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。)なお、補助事業者が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、以下①②の基準額の加算することができる。

①年額 24 万円以内の加算

②入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月額 5 万円以内の加算

※2 病気等の真にやむを得ないと知事が認める事由により留年した期間については補助対象期間に含める。

第1号様式

番
令和 年 月 日 号

三重県知事 あて

所在地
団体名
代表者

令和 年度三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費
補助金の交付申請について

このことについて、三重県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係
書類を添えて申請します。

記

(交付申請額)

金

円

- 1 補助金所要額調書(別紙1)
- 2 事業実施計画書(別紙2)
- 3 役員名簿(別紙3)
- 4 歳入歳出予算書抄本(別紙4)
- 5 個人情報の取扱いに関する同意書(別紙5)
- 6 その他参考となる資料(別に定める)

(問い合わせ先)

担当
電話
メール

第2号様式

三重県指令 第 一 号

団体名

令和 年 月 日付けで交付申請のありました令和 年度三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金については、三重県補助金等交付規則第4条の規定により、次の条件を付けて、金 円の交付を決定します。

令和 年 月 日

三重県知事

(交付の条件)

- (1) 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者(奨学金を給付する事業者を除く。)は、本事業実施後、貸与した奨学金について、外国人留学生が補助事業者へ返還を要さなくなるまでの間、毎年4月10日までに補助金対象者の状況を様式1により県に報告しなければならない。
- (5) 奨学金の貸与を受けた外国人留学生から奨学金が返還された場合は、補助事業者は、留学生からの返還額に補助率を乗じた金額(県から補助事業者に交付した補助額を上限とする。)を県に返還しなければならない。
- (6) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団排除要綱」という。)別表に掲げる一に該当しないこと。なお、該当する者と確認された場合は、この交付の決定を取り消すことがある。
- (7) 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、第10号様式により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

第3号様式

番
令和 年 月 号
日

三重県知事 へ

所在地
団体名
代表者職氏名

令和 年度三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金
の変更の申請について

令和 年 月 日付け三重県指令 第 号で交付決定のあった
令和 年度三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業の実施について変更
が生じたので、交付要領第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額	金	円
(既交付決定額)	金	円
(差引変更増減額)	金	円

- 1 補助金所要額調書（別紙1）
- 2 事業実施計画書（別紙2）
- 3 歳入歳出予算書抄本（別紙4）
- 4 その他参考となる資料

(問い合わせ先)
担当
電話
メール

第4号様式
三重県指令 第 ー 号

団体名

令和 年 月 日付け三重県指令 第 ー 号で交付決定しました
令和 年度三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金については、
三重県補助金等交付規則第4条の規定により、次のとおり決定内容を変更します。

令和 年 月 日

三重県知事

- 1 事業に要する補助金の額を次のとおり変更します。

既交付決定額	円
変更後交付決定額	円
- 2 この補助金は、交付要領の第5条に掲げる事項を条件として交付します。

第5号様式

番
令和 年 月 日 号

三重県知事 あて

所在地
団体名
代表者

令和 年度三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金
中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け三重県指令 第 号で交付決定通知のあった
令和 年度三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金について、
下記のとおりその事業を（中止・廃止）しますので、承認をいただきたく申請します。

1. 中止・廃止する時期

(1) 中止の場合

中止期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

(2) 廃止の場合

廃止年月日 令和 年 月 日

2. 中止・廃止の理由

(1) 中止の場合

(2) 廃止の場合

(問い合わせ先)

担当
電話
メール

第6号様式

番
令和 年 月 日 号

三重県知事 へ

所在地
団体名
代表者

令和 年度三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金
事業実績報告について

令和 年 月 日付け三重県指令 第 号で交付決定のありましたこの補助
金にかかる事業実績について、三重県補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添
えて報告します。

記

- 1 補助金所要額精算書（別紙7）
- 2 事業実績報告書（別紙2）
- 3 歳入歳出決算書抄本（別紙4）
- 4 その他参考となる資料（別に定める）

（問い合わせ先）

担当

電話

メール

第7号様式
三重県指令 第 一 号

団体名

令和 年 月 日付け三重県指令 第 一 号で交付決定しました
令和 年度三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金については、
三重県補助金等交付規則第13条の規定により、金 円に額を確定します。

令和 年 月 日

三重県知事

請 求 書

金 円

令和 年度三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金として、
上記金額を請求します。

令和 年 月 日

所在地
団体名
代表者

三 重 県 知 事 あて

振込口座

金融機関名 :

支店名 :

種 別 :

口座番号 :

口座名義人 :

発行責任者および担当者

・発行責任者

(連絡先 — —)

・担当者

(連絡先 — —)

第9号様式

番 号
令和 年 月 日

三重県知事 あて

所在地
団体名
代表者

令和 年度三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について

令和 年 月 日付け三重県指令 第 一 号で交付決定を受けた
令和 年度三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金について、交
付決定通知書により付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額（補助金返還相当額） 金 円

（補助金返還相当額が0の場合は、その理由を以下のア～オから選択し○を記入）

ア 消費税の確定申告の義務がない。（※1）

※1 例：基準期間（法人の場合は前々事業年度）の課税売上高が1,000万円以下
イ 簡易課税方式により申告している。

ウ 公益法人等（※2）で、特定収入割合（※3）が5%を超えている。

※2 一般財団法人、一般社団法人、学校法人、公益財団法人、社会福祉法人、社
会医療法人、宗教法人など

※3 補助金、交付金、寄付金、出資に係る配当金、保険料、損害賠償金、会費等

エ 補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において、「非課税売上の上に要するも
の」として申告している。

オ 補助対象経費がすべて人件費等の非課税仕入となっている。

（注1）補助金返還額が0でない場合は、積算内訳報告書（別紙8）を添付すること。

（注2）その他添付資料として以下を添付すること。（ア、オに該当する場合は不要）

- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し（イ、ウ、エに該当する場合）
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し（ウ、エに該当する場合）
- ・特定収入割合が5%を超えることが確認できる書類（ウに該当する場合）

(別紙2)

事業実施計画（実績報告）書

団体名

1 事業実施計画（実績）

事業実施（予定）期間	年 月 日～ 年 月 日
事業対象となる留学生の状況	別紙2－1に記載
事業担当者連絡先	電話： メール： (担当者名：)
【事業内容】	

(別紙 3)

役 員 名 簿

団体名

[illegible]

(別紙4)

歳入歳出予算書（決算書）抄本

1 収入 (単位：円)

区分	収入予算（決算）額	備考
県補助金		
自己負担金		
合計		

2 支出 (単位：円)

区分	支出予算（決算）額	備考
合計		

令和 年 月 日

上記は、令和 年度三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金の歳入歳出予算書（決算書）抄本であることを証明します。

住所

氏名

(別紙5)

個人情報の取扱いに関する同意書

- 1 本同意書は、三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業における当該外国人の個人情報の取扱いに関するものです。
- 2 三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業において取得された個人情報は、当該事業の実施等において、三重県社会福祉協議会に提供されることがあります。
- 3 三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業における当該外国人留学生について、三重県社会福祉協議会が保有している介護福祉士修学資金等貸付事業に係る個人情報は、三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業の実施等の範囲において、三重県に提供されることがあります。

<同意欄>

三重県知事 様

私は本書により三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業における個人情報の取扱いについて理解しましたので、上記事項について同意します。

令和 年 月 日

署名

(自署)

(別紙6)

事前着手理由書

1. 補助事業名

三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金

2. 事前着手（予定）日（事業実施年度の4月1日以降で交付決定までの日）

3. 事前着手する必要がある理由

(別紙8の1)

課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合

積算内訳報告書

(1) 補助金の使途(補助対象経費)の内訳 (単位:円、税込)

区分		課税仕入	非課税仕入 (人件費等)	合計
経 費 の 内 訳				
	計			

(2) 課税売上割合

(課税売上高(税抜) / 総売上高(税抜))

(3) 仕入控除税額(=補助金返還相当額)

(補助金確定額に係る消費税額)

(別紙8の2)

課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

積算内訳報告書

(1) 補助金の使途(補助対象経費)の内訳 (単位:円、税込)

区分		課税仕入	非課税仕入 (人件費等)	合計
経 費 の 内 訳				
	計			

(2) 課税売上割合
(課税売上高(税抜) / 総売上高(税抜))

(3) 仕入控除税額(=補助金返還相当額)
(補助金確定額×補助対象経費のうち課税仕入額/補助対象経費合計×課税売上割合×消費税率)

(別紙8の3)

課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

積算内訳報告書

(1) 補助金の使途(補助対象経費)の内訳

(単位:円、税込)

区分		課税仕入			非課税仕入 (人件費等)	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
経 費 の 内 訳						
	計					

(2) 課税売上割合

(課税売上高(税抜) / 総売上高(税抜))

(3) 補助金確定額のうち課税売上対応分に係る消費税額

(補助金確定額×補助対象経費のうち課税売上対応分/補助対象経費合計×消費税率)

(4) 補助金確定額のうち共通対応分に係る消費税額(課税売上割合で按分)

(補助金確定額×補助対象経費のうち共通対応分/補助対象経費合計×課税売上割合×消費税率)

(5) 仕入控除税額(=補助金返還相当額)

(3)の円未満切り捨て額+(4)の円未満切り捨て額

